

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）による地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴う規定整備を行うため。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和２年伊丹市条例第　　号）

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２第８項」を「第２４３条の２の２第８項」に改める。

- (1) 伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第２号）第５条
- (2) 伊丹市水道事業，工業用水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第３号）第６条
- (3) 伊丹市自動車運送事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第４号）第５条
- (4) 伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成２５年伊丹市条例第４２号）第６条

付 則

この条例は，令和２年４月１日から施行する。